

令和6年4月2日

学生各位

学生支援部長

### 公欠及び出席停止の取扱いについて（通知）

病気療養を理由とする公欠申請及び感染症罹患による出席停止の指示については、オンライン方式の授業増加や新型コロナウイルス感染に係る療養期間の変化など昨今の現況を踏まえ、学生便覧「履修の手引き（共通）」部分に記載の内容を下記のとおり整理しますのでお知らせします。

いずれの場合にも、原則として医師による診断が必要となります。必ず大学ホームページから指定様式をダウンロードのうえ医療機関に持参し、診断書の作成を依頼してください。不明な点は必ず事前に大学へ確認してください。また、事後の連絡では手続きができない場合がありますので十分留意してください。

### 記

#### 1. 公欠について

- (1) 学生便覧の記載を別紙1のとおり改め、1週間以上の病気、負傷については、「原則として1週間以上の入院加療を伴うもの」であることを明記。また、この場合において、授業方式や加療の様態等により一部又は全部の期間が承認されない場合があることについても留意すること。
- (2) 1週間以上の入院を伴わず、薬の処方のみで自宅療養の場合は、診断書等により医師の指示や意見が確認できる場合を除き、原則として公欠の対象にはならない。
- (3) オンライン方式の授業の場合は、授業の形式（リアルタイム又はオンデマンド）、受診時間、病状、医療機関への端末持ち込みの状況、加療期間などを考慮しやむを得ないと認められる場合を除き、原則として公欠の対象外とする。
- (4) 公欠申請書及び診断書の提出締切は、公欠と認められる期間の最終日から起算して14日以内とする。ただし、各学期の提出締切は定期試験最終日（シーボルト校においては別途通知。以下別紙1及び2において同じ。）とする。提出期限経過後の申請は認めない。

#### 2. 出席停止について

学校保健安全法及び関係法令の基準を原則としつつ、療養が長期に及ぶ場合の取扱いについて別紙2のとおり整理する。

(別紙1) 公欠に係る学生便覧掲載内容の改正

9. 欠席

次のいずれかに該当するときは、公欠申請書を提出することができます。欠席の理由を証明する書類を添付して学生支援課に提出してください。(実習は証明不要)

(1) 公欠申請書

公欠となる範囲		公欠となる期間	証明書等
病気、負傷 (原則として一週間以上の入院加療等を伴うもの)		診断書に記載の治療に要した期間(※1)	診断書(大学指定様式) ※大学HPよりダウンロードのうえ、医療機関に持参のこと
不慮の災害		個別の状況による	罹災証明書等
交通機関の運休等		当該時限のみ	交通機関の運休証明書、遅延証明書
忌引 (3親等内の者)	配偶者	死亡した日から起算して連続7日(休日を含む)の範囲内の期間(※2)	会葬礼状
	1親等(父母、子)		
	2親等(祖父母、兄弟姉妹、孫)	死亡した日から起算して連続3日(休日を含む)の範囲内の期間(※2)	
	3親等(叔父母、甥姪)	通夜、葬儀の日のみ	
就職活動		試験日のみ (選考を兼ねない説明会等は不可)	企業担当者の証明(大学指定様式) ※様式は事前に学生支援課窓口まで
進学のための受験			募集要項及び受験票
全国学生選手権大会(インカレ)、九州地区大学体育大会(九州インカレ)、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会への参加		参加(実働)した日のみ	大会要項、参加者名簿等
実習(※3)			—
その他学長が必要と認める場合			証明書類が無い場合には理由書を提出

- ※1 授業方式や加療の様態等により一部又は全部の期間が承認されない場合があります。  
 ※2 忌引(1親等、2親等)については、公欠となる期間内に通夜及び葬儀が行われない場合は、公欠となる期間を葬儀の日まで延長するものとします。  
 ※3 原則として、実習(一部実習を除く)に参加する前に提出してください。学生支援課担当者が実習日程について確認します。

- (2) 学生支援課に提出する際に、欠席の理由や日付・期間についてそれを証明できる書類を提示してください。(事前に欠席が明らかな場合も含まれます。提出が事後にしかできない場合は、できるだけ事前に担当教員に口頭で伝えてください。)
- (3) 公欠と認められる期間の最終日から起算して14日以内に提出してください。ただし、各学期の提出締切は定期試験終了日とします。
- (4) 定期試験を欠席する場合は、欠席が認められる理由や期間等が異なります。詳細は、「VI 試験・成績」を確認してください。
- (5) 公欠申請は全授業時間の1/3を超えない範囲とします。

## (別紙2) 出席停止の基準

1. 原則として、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（新型コロナ感染の場合は軽快後1日）を経過するまで出席停止期間とする。
2. 出席停止期間は初診日に関わらず「発症日」からとし、医師による診断書（罹患証明書）に必ず発症日を記載するものとする。発症日の記載がない場合は、大学からの聞き取りにより発症日（症状が出始めた日）を判断する。
3. 発症日を含め5日間（翌日から起算して4日目まで）解熱（軽快）しない場合は、医療機関を再度受診のうえ、同日時点で症状が継続していることが分かる診断書の提出を要するものとする。診断書の内容により、解熱後2日間（又は軽快後1日）を目途に出席停止期間を判断するものとする。

### ●インフルエンザ

	0	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 解熱		解熱	→				登校可		
2日目に 解熱			解熱	→			登校可		
3日目に 解熱				解熱	→		登校可		
4日目に 解熱					解熱	→	登校可		
5日目に 解熱						解熱	診断書の内容により 出席停止期間を判断 (解熱後2日間を目途)		
6日目に 解熱									

医療機関再受診のうえ診断書提出

### ●新型コロナウイルス感染症

	0	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 軽快		軽快	→				登校可		
2日目に 軽快			軽快	→			登校可		
3日目に 軽快				軽快	→		登校可		
4日目に 軽快					軽快	→	登校可		
5日目に 軽快						軽快	診断書の内容により 出席停止期間を判断 (軽快後1日を目途)		
6日目に 以降軽快									

医療機関再受診のうえ診断書提出

4. 再受診及び診断書がない場合は6日間（発症日翌日から起算して5日目まで）を出席停止期間とする。翌日以降は通常の欠席として取り扱う。
5. 診断書（罹患証明書）に修正の痕跡があるものは原則として全て無効とする。  
ただし、医師による修正が確認できたものはこの限りでない。
6. オンライン授業（リアルタイム方式・オンデマンド方式）は出席停止の指示は出さない。（出席停止に該当しない。）
7. 学生支援課窓口での手続き（罹患証明書提出）期限は、出席停止期間の最終日から起算して14日以内（各学期の提出期限は当該学期の定期試験期間最終日）とする。医療機関の都合により罹患証明書の発行が遅れる場合は、提出期限までに学生支援課へ連絡するものとし、事前の連絡がない場合又は期限経過後の場合は受け付けない。

## <学生便覧関係部分（改正後）>

### 10. 出席停止

学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合、出席停止となり、大学指定様式の証明書（大学HPよりダウンロードのうえ、医療機関に持参のこと）を提出することでその間の授業は、欠席扱いとはなりません。また、治癒後は治癒証明書の提出が必要となることもあります。

#### (1) 感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ ＜第一種の感染症とみなすもの＞ 指定感染症、新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症

※感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）の場合は保健室へ電話相談（TEL0956-47-2242）してください。

※オンライン方式の授業は対象とならない場合があります。

- (2) 出席停止と認められる期間の最終日から起算して14日以内に提出してください。ただし、各学期の提出締切は定期試験終了日とします。